

ジブラルタ生命の

災害死亡給付特約 (無配当) / 傷害特約 (無配当)

災害死亡給付特約

〈災害死亡給付特約の保険金のお受取例〉 災害保険金額1,000万円を付加した場合

災害死亡保険金	不慮の事故の日から180日以内に死亡されたとき または感染症により死亡されたとき	1,000万円 (災害保険金額)
災害高度障害 保険金	不慮の事故の日から180日以内に高度障害状態*1 に該当したとき または感染症により高度障害状態になられたとき	1,000万円 (災害保険金額)

不慮の事故または感染症で亡くなられたとき、
あるいは高度障害状態*1になられたときに保険金をお受取りいただける特約です。

*1 高度障害状態とは、傷害特約の第1級に該当する身体障害の状態と同一の状態をいいます。
傷害特約の第1級については裏面をご覧ください。

傷害特約

〈傷害特約の保険金のお受取例〉 災害保険金額1,000万円を付加した場合

災害死亡保険金	不慮の事故の日から180日以内に死亡されたとき または感染症により死亡されたとき	1,000万円 (災害保険金額)
障害給付金	不慮の事故の日から180日以内に所定の身体障 害状態*2になられたとき	100万円～1,000万円 (災害保険金額の10%～100%)

不慮の事故または感染症で亡くなられたとき、保険金をお受取りになれます。
不慮の事故で所定の身体障害状態*2になられたときには「障害給付金」を
お受取りいただける特約です。

*2 所定の身体障害状態については裏面をご覧ください。

※災害死亡保険金のお支払いの際に、同一の不慮の事故により障害給付金をお支払いしている場合、これを差し引いた災害死亡保険金をお受取りいただけます。

※障害給付金のお支払いは、支払割合を通算して災害保険金額の100%を限度とします。

傷害特約の給付割合表と身体部位の名称図

等級	身体障害	給付割合	身体部位の名称図
第1級	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%	
第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%	
第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%	
第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	30%	
第5級	28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%	
第6級	37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%	

(注) ■は手指または足指を示します。手指または足指を失った場合は図の■の部分で失った場合をいいます。

その他

- この特約は、主契約に付加してご契約いただきます。主契約によっては、お取扱いできないことがあります。
- この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。
- この特約の保険料のお払込みに関しては、主契約の自動振替貸付の規定が適用されます。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



ジブラルタ生命保険株式会社
本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10
コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)
ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。